

給付年金コーナー

国民年金保険料の後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

対象者

過去10年以内の第1号被保険者期間や任意加入期間に未納期間を有する方が対象となります。

また、納付済期間及び合算対象期間を合計しても25年に満たないなど、老齢基礎年金の受給権を有していない方は、後納制度を利用することで受給権を確保できるようになります。

- (1) 20歳以上60歳未満の方：10年以内に収め忘れの期間や未加入期間のある方
- (2) 60歳以上65歳未満の方：(1)の期間のほか、任意加入中に収め忘れの期間がある方
- (3) 65歳以上の方：年金受給資格がなく、(1)(2)の期間がある方

※老齢基礎年金受給者（繰り上げ受給者を含みます）は対象から除かれます。

国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年（300月）必要です。
※平成27年10月以降は、10年（120月）に短縮される予定です。（この受給資格期間の短縮は、消費税の改正に合わせて、実施が予定されています。）

後納制度を利用することで、年金額の増額や、納付済期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

なお、日本年金機構より、後納制度の利用が可能と思われる方に「お知らせ」を送付しています。

お知らせを受け取っていない方、後納制度について詳しく知りたい方は下記「国民年金保険料専用ダイヤル」または秩父年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

受付時間	月曜日	午前8時30分から午後7時00分
	火～金曜日	午前8時30分から午後5時15分
	第二土曜日	午前9時30分から午後4時00分

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

今月の 介護保険料

■特別徴収（第4期） 今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収（第4期） ※納期限は10月31日（金）です。

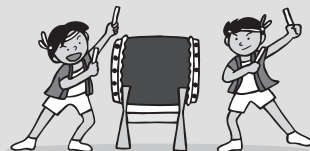
※口座振替をご利用の方は10月27日（月）が振替日となりますので、残高をご確認ください。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

第18回 ふれあいコンサート in 秩父

「秩父都市の障がい者団体とボランティアによる心温まるコンサート」皆さんに感動をお届けします。

日時 10月26日（日） 午後1時30分～3時
場所 秩父ミュージックパーク音楽堂
内容 歌や太鼓、バンド演奏
入場料 無料



問合せ 社会福祉法人 清心会さやか（事務局） ☎24・9956